

不利益処分に係る処分基準

処 分 名	危険物施設の許可取消し、使用停止命令		
根拠法令名	消防法(昭和23年法律第186号)	(条項) 第12条の2第1項	
基準法令名		(条項)	
所 管 部 署	消防局予防課 指導担当		
<p>【処分基準】</p> <p>1 使用停止命令</p> <p style="padding-left: 20px;">根拠条項(消防法第12条の2第1項)各号に該当するときに行うものとし、その停止期間は、違反状態の是正のために必要と認められる期間とする。</p> <p>2 許可取消し</p> <p>(1) 消防法第12条の2第1項の規定に基づき期間を定めて危険物施設の使用停止を命じたにもかかわらず、当該危険物施設の所有者、管理者又は占有者(以下「所有者等」という。)が当該命令に違反したとき。</p> <p>(2) 消防法第12条の2第1項の規定に基づき期間を定めて危険物施設の使用停止を命じ、当該危険物施設の所有者等が当該命令に従った場合であって、当該使用停止を命じられた相当の期間内に正当な理由がなく当該使用停止を命じられるに至った保安検査若しくは定期点検に関する規定に違反する事実について改善がなされず、再び使用されることにより公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれが極めて高いと判断されるとき。</p> <p>(3) 客観的状況から判断して、危険物施設の位置、構造及び設備が消防法第10条第4項の技術上の基準に適合していないおそれが高く、かつ、同法第12条の2第1項の規定に基づく危険物施設の使用停止命令では不十分と判断されるとき。</p>			
所 管 課	予防課	処理番号	予 No.16